




# 平成19年労働者健康状況調査 (個人票)

厚生労働省

この調査票は、統計以外の目的に使用することはありませんので、事実をありのままに記入してください。

都道府 県番号	一連番号	個人 番号
.....	.....	.....

### [ 回答上の注意 ]

- 記入終了後は封筒に入れ、しっかり封をして、事業所の担当者にお渡しください。
- この調査票は全部で **7ページ** あります。
- 黒または青インクのペン又はボールペンで記入してください。
- 特にことわりのない限り、該当する番号に **1つだけ、○印** をつけてください。  
(複数回答の可能性があるものは、回答欄が  のように網かけになっています。)
- 矢印 (→) のあるところは、矢印に沿って質問が終わるまで回答してください。
- 特にことわりのない限り、**平成19年10月31日** 現在の状況について記入してください。

問1 あなたの性、年齢、家族の状況についてお答えください。

① 性

男	1
女	2

② 年齢

29歳以下	1
30～39歳	2
40～49歳	3
50～59歳	4
60歳以上	5

③ 同居している家族はいますか。

同居している家族がいる場合には、該当する番号すべてに○をつけてください。  
配偶者には、事実婚や内縁関係も含めてください。  
単身赴任中でも、同居している家族がいる場合は「いる」に該当しますので、「単身赴任中」には○をつけないでください。

い る	配偶者	1
	子供	2
	親	3
	その他	4
い な い	単身赴任中	5
	その他	6

問2 あなたは、現在どのような就業形態で雇用されていますか。

一般社員 (フルタイム勤務で雇用期間の定めのない方)	1
契約社員 (フルタイム勤務で雇用期間の定めがある方)	2
パートタイム労働者 (一般社員より1日の所定労働時間が短い又は1週の所定労働時間が少ない方)	3

問3 あなたの職種は次のどれにあたりますか。

(複数の職種が該当する場合には、勤務時間が最も多いもの1つに○をしてください。)

管理職 (課長相当職以上)	01
専門・技術・研究職 (看護師、教員、システムエンジニア、研究者など)	02
事務職 (庶務、人事、会計、調査、企画など)	03
商品販売職 (卸、小売などの販売店員など)	04
営業・セールス職 (販売外交員、保険外交員など)	05
サービス職 (接客員、給仕員、調理人、キャディ、ビル等の管理など)	06
運輸職 (トラック運転手、タクシー運転手など)	07
建設職 (大工、建設作業員、塗装工など)	08
加工・組立作業に従事する生産・技能職 (製造工、組立工、包装工など)	09
監視・検査作業に従事する生産・技能職 (制御盤監視工、製品検査工など)	10
その他の生産・技能職 (加工・組立・監視・検査作業以外に従事する生産・技能工)	11
林業作業者	12
保安職 (守衛、警備員など)	13
その他	14

問4 あなたの勤務の状況等についてお答えください。

① あなたの勤務形態は交替制ですか。

交替制である	1
交替制ではない	2

② 深夜業務がありますか。

ここでの「深夜業務」とは、過去6か月間(5月から10月)を平均して1か月あたり4回以上午後10時から午前5時までの時間帯に業務に従事したこと又は従事する予定があること(一部分がこの時間帯にかかった場合も含みます。)です。

あ る	1
な い	2

③ あなたの10月の1日平均の所定外労働時間を含めた実労働時間及び所定外労働時間は何時間位でしたか。

〔平均実労働時間(所定外労働時間を含みます)〕

6時間未満	1
6時間以上7時間未満	2
7時間以上8時間未満	3
8時間以上9時間未満	4
9時間以上10時間未満	5
10時間以上	6

〔平均所定外労働時間〕

0時間(なかった)	1
1時間未満	2
1時間以上2時間未満	3
2時間以上3時間未満	4
3時間以上5時間未満	5
5時間以上	6

④ あなたの所定の休日はどうなっていますか。

週休1日制又は週休1日半制	1	
何らかの週休2日制	完全週休2日制	2
	その他の週休2日制(注)	3
実質的に完全週休2日制より休日日数が多いもの(月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等)	4	

(注) その他の週休2日制とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休等実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいいます。

- ⑤ あなたの通勤時間はどのくらいですか。  
(片道の通勤時間を記入してください。)

30分未満	1
30分以上 1 時間未満	2
1 時間以上 1 時間30分未満	3
1 時間30分以上 2 時間未満	4
2 時間以上	5

- ⑥ あなたの平均の睡眠時間はどのくらいでしたか。  
(最近 1 週間の労働日の状況を記入してください。)

5 時間未満	1
5 時間以上 6 時間未満	2
6 時間以上 7 時間未満	3
7 時間以上 8 時間未満	4
8 時間以上	5

問5 あなたの職業生活についてお答えください。

- ① あなたは現在の自分の仕事や職業生活に関する不安、悩み、ストレスを周りに相談できる人がいますか。  
また、相談できる人がいる場合、実際にその人と相談をしたことがありますか。

相談できる人がいる場合には、該当する番号すべてに○をつけてください。また、実際に相談したことがある場合についても、該当する番号すべてに○をつけてください。

項目	相談できる人の有無	
	有	無
上司・同僚	1	1
家族・友人	2	2
産業医	3	3
産業医以外の医師	4	4
保健師又は看護師	5	5
衛生管理者又は衛生推進者等	6	6
カウンセラー等	7	7
その他	8	8
相談できる人はいない	9	
相談しなかった		9

- ② あなたが現在の自分の仕事や職業生活に関する不安や悩み、ストレスについて相談したことにより、その不安、悩み、ストレスは解消されましたか。

(最も重要な相談について回答してください。)

解消された	1
解消されなかったが、気が楽になった	2
解消もされず、気が楽にもならなかった	3

- ③ あなたは現在の自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事柄がありますか。

ある	1
ない	2

- ④ それはどんなことですか。

「ある」と答えた方のみ、主なもの3つ以内で該当する番号に○をつけてください。

仕事の質の問題	01
仕事の量の問題	02
仕事への適性の問題	03
職場の人間関係の問題	04
昇進、昇給の問題	05
配置転換の問題	06
雇用の安定性の問題	07
会社の将来性の問題	08
定年後の仕事、老後の問題	09
事故や災害の経験	10
その他	11

問6 あなたは家庭、個人生活等において、仕事に影響するような心配ごと、悩みごとがありますか。

あ る	1
な い	2

問7 健康診断の受診状況についてお答えください。

① あなたは過去1年間に会社が実施する定期健康診断を受けましたか。また、受けた場合、どのような指摘がありましたか。

定期健康診断を受けた	検査結果の通知を受けた	所見ありと通知された	1
		所見なしと通知された	2
	検査結果の通知を受けていない		3
定期健康診断を受けていない			4

(①で「定期健康診断を受けていない」に回答した人のみお答えください。)

② 定期健康診断を受けなかった主な理由はなんですか。

多忙であった	1
他のところで受診した	2
面倒くさかった	3
病気が見つかるのが不安だった	4
健康診断結果を会社に知られたくなかった	5
健康診断が実施されなかった	6
その他	7

(①で「所見ありと通知された」に回答した人のみお答えください。)

③ 有所見の指摘を受けて、再検査又は治療を受けましたか。

(複数の有所見の指摘を受けて、1つでも再検査又は治療を受けた場合は、1に○をつけてください。)

要再検査又は要治療の指摘があった	再検査又は治療を受けた	1
	再検査又は治療を受けなかった	2
要再検査又は要治療の指摘はなかった		3

問8 長時間労働者の面接指導等の実施状況についてお答えください。

① 長時間労働者に対する医師による面接指導制度（※）を知っていますか。

※ 時間外・休日労働が1か月当たり100時間を超え、かつ、一定の要件を満たした者に対して医師による面接指導を実施する制度です。

知っている	1
知らない	2

①で「知らない」と回答した場合も、②以降についてご回答ください。

② あなたは過去半年間（平成19年5月1日から平成19年10月31日）に面接指導等を受けたことがありますか。（1～4は複数回答可）

あ る	医師による面接指導を受けたことがある	1
	保健師等による保健指導を受けたことがある	2
	チェックリストなどで疲労蓄積度を確認したことがある	3
	その他	4
な い	長時間労働は行われているが、事業所で面接指導等が行われていない	5
	疲労が蓄積するほどの長時間労働を行っていない	6

②で1～4を選択した方は、③、④両方にご回答ください。

③ 面接指導等において、具体的にどのようなことが実施されましたか。  
（該当する番号すべてに○をつけてください。）

疲労蓄積状況の確認	1
ストレス蓄積状況の確認	2
生活指導	3
栄養指導	4
医療機関への受診勧奨	5
その他	6

④ 面接指導等の後で、何らかの改善措置がありましたか。  
（該当する番号すべてに○をつけてください。）

講 じ ら れ た	就業場所の変更	1
	作業の転換	2
	労働時間の短縮	3
	深夜業の回数の減少	4
	その他	5
講じられなかった	6	

問9 あなたは自分の健康管理やストレスの解消のために、どのようなことを会社に期待していますか。  
 (期待することがある場合には、該当する番号のうち、特に期待の強いものを3つ以内で○をつけてください。)

期待することがある	健康診断の結果に応じた健康指導の実施	01
	がん検診や人間ドックの受診費用の負担の軽減	02
	歯科検診の事業所での定期的な実施	03
	健康管理のための情報の提供や職場内外における教育研修	04
	休養施設・スポーツ施設の整備、利用の拡充	05
	悩み事について相談できる体制の整備	06
	健康管理について相談できる体制の整備	07
	施設整備等の職場環境の改善	08
	配置転換等の配慮	09
	超過勤務時間の短縮	10
	その他	11
特に期待することはない		12

問10 あなたの現在の健康状態はどうか。

非常に健康である	1
まあ健康である	2
やや不調である	3
非常に不調である	4
健康であるとも不調であるともいえない	5

問11 あなたは現在持病（医師から診断されたもの）がありますか。

あ	る	1
な	い	2

それはどのような病気ですか。

(「ある」と答えた方のみ、該当するすべてに○をつけてください。)

胃腸病	01	ぜん息	09
高血圧	02	歯周病（歯槽膿漏等）	10
高脂血症	03	神経症（ノイローゼ等）	11
神経痛、リウマチ	04	頸肩腕症候群	12
肝臓病	05	腰痛	13
腎臓病	06	痛風	14
心臓病	07	その他	15
糖尿病	08		

問12 あなたは、将来の自分の健康状態に不安を持っていますか。

大変不安を持っている	1
少し不安を持っている	2
不安は持っていない	3

問13 あなたは、自分自身の健康のために普段何をしていますか。  
 (健康のために何か行っている場合には、該当する番号すべてに○をつけてください。)

行 健 っ 康 て の い た る め に 何 か	散歩、体操、ジョギングなどの軽い運動をしている	01
	テニス、水泳、ゴルフなどのスポーツをしている	02
	食事に気をつけている	03
	健康食品、栄養剤などを摂取している	04
	酒を飲まないあるいは控えめにしている	05
	たばこを吸わないあるいは控えめにしている	06
	睡眠をよくとるようにしている	07
	ストレス解消のためにストレッチやマッサージ等のリラクゼーションを行っている	08
	職場でもできるだけ歯磨きをするようにしている	09
	その他	10
何もしていない	11	

(喫煙の有無にかかわらず全員がお答えください。)

問14 喫煙に関してお答えください。

① あなたは職場でたばこを吸いますか。

吸う	1
吸わない	2

② あなたは、職場で他の人のたばこの煙を吸引すること(受動喫煙)がありますか。

ほとんど毎日ある	1
ときどきある	2
ない	3

③ あなたは職場での喫煙に関して不快に感じる事、体調が悪くなることがありますか。

よくある	1
たまにある	2
ない	3

④ あなたは、職場における喫煙対策として何を望みますか。

(あなたの職場で実施している項目も含め、該当する番号すべてに○をつけてください。)

事業所全体を禁煙とすること	01
喫煙室又は喫煙コーナーを設け、それ以外を禁煙とすること	02
喫煙室又は喫煙コーナーにたばこの煙を排気・除去する機器等を設置すること	03
喫煙に対する健康指導を実施すること	04
喫煙対策の担当者、担当部署を決めること	05
喫煙対策のための委員会等を開催すること	06
浮遊粉じん、一酸化炭素等の濃度を測定すること	07
気流を測定すること	08
その他	09

—以上で質問はすべて終わりです。ご協力ありがとうございました。—  
 (封筒に入れ封をして事業所の担当者にお渡してください。)



## 用 語 の 説 明

用 語	説 明
<b>「産業医」</b> (問5①について)	労働安全衛生法第13条の規定により、常時50人以上の労働者を使用する事業所において、労働者の健康管理、健康の保持増進、健康障害の調査、労働衛生教育等の職務を行うため、事業者より選任された医師をいいます（常時使用する労働者50人未満の事業所において選任されている場合を含みます。）。
<b>「衛生管理者又は衛生推進者等」</b> (問5①について)	「衛生管理者」とは、労働安全衛生法第12条の規定により、常時50人以上の労働者を使用する事業所において資格を有する者のうちから事業者より選任されて、労働衛生に係る技術的事項を管理する者をいいます（常時使用する労働者50人未満の事業所において選任されている場合を含みます。）。 「衛生推進者等」とは、衛生推進者又は安全衛生推進者のことで、労働安全衛生法第12条の2の規定により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業所において、事業者から選任された労働衛生業務を実施するために必要な能力を有する者をいいます。
<b>「カウンセラー等」</b> (問5①について)	事業所において、健康の保持増進のために個々の労働者に対して、メンタルヘルスケア(心の健康対策)を実施する担当者をいいます。
<b>「面接指導制度」</b> (問8①について)	長時間の労働により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じるために新たに設けられた制度を指します。労働安全衛生法の改正により脳・心臓疾患の発症を予防するために、平成18年4月1日から、時間外・休日労働が1か月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に対して、事業者は医師による面接指導を実施することが義務づけられました。 ただし、常時50人未満の労働者を使用する事業所は平成20年4月1日からの適用ですので、当該事業所では当該面接指導を受けられないことがあります。しかし適用前であっても、常時50人未満の労働者を使用する事業所の労働者は、地域産業保健センターにおいて、面接指導を受けることができます。 地域産業保健センターは、全国347か所に設置されています。
<b>「改善措置」</b> (問8④について)	上記「面接指導制度」に基づき、面接指導を実施した医師から必要な措置について事業者が意見を聴いて、必要と認める場合に実施した事後措置の内容を指します。